

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 支援策の一部（続報）をご紹介します

～実質無利子・無担保融資限度額引き上げ／家賃支援給付金／雇用調整助成金～

1. 【実質無利子・無担保融資の融資限度額引き上げ】 当組合取扱

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証を利用することによって保証料補助と利子補給を受けることができる本制度融資ですが、5月27日の内閣閣議決定により、**これまで3,000万円だった融資限度額が4,000万円に変更されました**。減免要件や補助期間等、その他の融資条件に変更はありません。また、**セーフティネット保証5号の対象業種が全業種に拡大**されたことから、**ぱちんこ屋、場外車券売場・場外馬券売場・場外舟券売場、キャバレー業等(いずれも公序良俗等の観点から問題がある場合を除く)**も、政府系金融機関および信用保証協会の融資・保証の対象となっています。

当組合でも「**愛知県／三重県コロナ対策融資**」として取扱いをしておりますが、この融資上限額変更に伴い、同じく4,000万円までご融資が可能になりました。詳しくはお取引店舗または渉外担当者までお問い合わせください。

【愛知県/三重県コロナ対策融資】

1,000万円増加!

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人 事業主 (事業性のある フリーランス 含む、 小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
中規模 事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・ 金利ゼロ

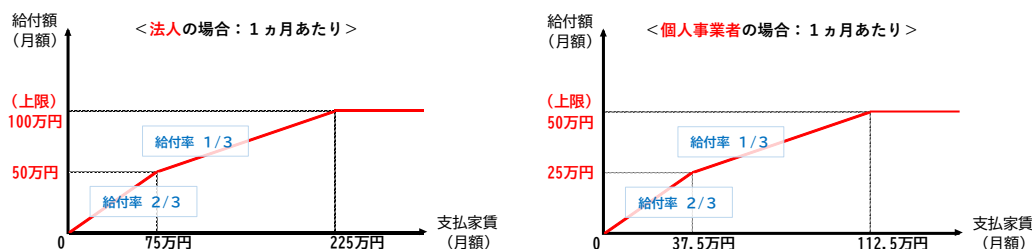
ご融資限度額	4,000万円以内
ご融資期間	10年以内(据置期間5年以内)
資金用途	事業性資金(運転資金・設備資金)
ご融資金利	愛知県:3～5年以内 年1.2%、5～7年以内 年1.3%、7～10年以内 年1.4% ※当初3年間利子補給補助あり(キャッシュバック方式) 三重県:年1.60% ※当初3年間利子補給補助あり(リアルタイム方式)
保証料率	年0.85% ※愛知県・三重県ともに保証料補助あり
信用保証・担保	各信用保証協会の信用保証、 原則担保不要
連帯保証人	代表者以外不要

2. 【家賃支援給付金】

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、自粛要請等によって売上急減に直面し影響を受けている事業者の事業継続を支援するため、固定費の中でも大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的とした「**家賃支援給付金**」が、テナント事業者に対して支給されることが決定しました。**給付対象となるのは、5月～12月の間、いずれか1カ月の売上高が前年同月比で▲50%以上減少している、もしくは、連続する3カ月の売上高が前年同期比で▲30%以上減少している中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等**です。

給付額につきましては、申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6ヵ月分)になります(裏面参照)。こちらの支援策の詳しい条件や申請方法につき

ましては続報をお待ちください。



3.【雇用調整助成金】

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を助成する制度ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置が取られています。

<特例措置の内容①>

- ※1 令和2年4月8日以降の期間を含む支給単位期間に遡って適用されます。
- ※2 対象労働者1人1日あたり8,330円が助成上限となります。

<<拡充1>>

休業要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であり、下記要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率が特例的に100%になります。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県知事が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っている
- 以下のいずれかに該当する手当を支払っている
 - (1)労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っている
 - (2)上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っている(支払率が60%以上の場合に限る)

<<拡充2>>

拡充1に該当しない場合でも、**中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率が特例的に100%となります。**

<特例措置の内容②>

※休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用されます。

生産指標の要件を緩和し、比較対象となる月の幅が広がられました。

従来の生産指標要件	最近1ヵ月間の生産指標と前年同月の生産指標を比較する。 事業所設置から1年に満たない事業所については、令和元年12月と比較できる。
緩和後生産指標	前年同月と比較できない事業所については ①前々年同月 ②前年同月から計画届けを提出する前々月の12カ月のうち、適切な1ヵ月いずれかと比較して、▲5%減少していることが確認できれば、雇用調整助成金の特例が利用可能となる。

詳しくは経済産業省ホームページをご確認ください。 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

資金繰り相談等、お気軽にご相談ください

本店営業部	052-451-5141	岡崎支店	0564-21-5141
一宮支店	0586-72-0256	今池支店	052-732-5426
豊橋支店	0532-53-7336	柴田支店	052-614-1231
春日井支店	0568-85-3222	津支店	059-224-1161

<https://www.a-sg.jp/>